

慶應義塾大学学術情報リポジトリ (KOARA) 運用規則

平成 20 年 4 月 1 日制定

改正 平成 20 年 6 月 25 日

2022 年 6 月 15 日

(目的)

第 1 条 慶應義塾大学メディアセンター(以下、「メディアセンター」という。)は、慶應義塾大学(以下、「義塾」という。)の方針に則り、慶應義塾大学学術情報リポジトリ (KOARA) (以下、「リポジトリ」という。)の管理・運用を行うことにより、学内における公表された電子的な学術研究成果(以下、「コンテンツ」という。)の登録・保存ならびに義塾および国内外への無償公開を図り、もって研究・教育活動ならびに社会に貢献することを目的とする。

(登録する権利を有する者)

第 2 条 リポジトリに登録できる者(以下、「登録者」という。)は以下のとおりとする。

1. 義塾に在籍する、または在籍したことのある教職員および学生
2. 義塾が招聘した研究者等
3. 主として1によって構成される学術団体
4. メディアセンター所長が特に認めた者および団体

(登録対象となるコンテンツ)

第 3 条 リポジトリに登録できるコンテンツは、以下の各号のいずれにも該当するものとする。

1. 主要な部分が義塾の教育・研究活動により生産されていること
2. 蓄積・保存・公開に際し、法令、義塾の諸規則および社会通念に反しないこと
3. 蓄積・保存・公開に際し、情報セキュリティ上の問題が生じないこと
4. コンテンツや KOARA のシステムに改変を施さなくても、インターネットで配信できること

(登録手続)

第 4 条 リポジトリにコンテンツの登録を希望する者は、所定の手続きにより登録申請を行い、メディアセンター所長の許可を得るものとする。

(著作権等)

第 5 条

1. 登録者は、登録にあたり必要とする著作権等の法的処理を、あらかじめ行っておくものとする。
2. リポジトリに登録されたコンテンツの著作権は、登録後も原著作権者に帰属し、メディアセンターは、第 6 条に定める範囲を超えて利用することができない。

(登録されたコンテンツの利用)

第 6 条 メディアセンターは以下の方法により、コンテンツを利用する。

1. コンテンツを複製し、メタデータを付与したうえ、リポジトリを構築するサーバに格納する
2. ネットワークを通じて 1 の複製物およびメタデータを不特定多数に無償で公開（送信）する
3. 保存および安定的な利用環境の維持、セキュリティ確保のため、複製および媒体変換をする

（登録されたコンテンツの削除）

第7条 メディアセンターは、以下のいずれかの場合に、リポジトリに登録されたコンテンツを削除することができる。

1. 登録者が理由を付して削除の申請を行い、それをメディアセンター所長が承認した場合
2. メディアセンター所長が第3条に照らし合わせて公開が不適切と判断した場合

（免責事項）

第8条 メディアセンターは、著作権法を遵守し、その範囲内で当該複製物を使用する旨の注意を、受信するものに対して与える。ただし、資料の公開によって発生した登録者ないし著作権者の損害について、メディアセンターは一切責任を負わないものとする。

（実施細則）

第9条 この規則に定めるもののほか、リポジトリの運用に関して必要な事項はメディアセンターが別に定める。

（改廃）

第10条 この規則の改廃は、メディアセンター運営委員会の議を経て、担当常任理事が決定する。

附則

この運用規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 20 年 6 月 25 日）

この運用規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附則（2022 年 6 月 15 日）

この運用規則は、2022 年 6 月 15 日から施行する。